

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○指定管理者の指定	(自然保護課)	一
○指定管理者の指定(二件)	(消費生活・文化課)	一
○指定管理者の指定	(共同参画社会推進課)	二
○指定管理者の指定	(国際企画課)	二
○指定管理者の指定	(畜産課)	二
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農村整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	五
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	五
○道路の区域変更	(道路課)	六
○道路の供用開始	(同)	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	七
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	七
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	七
○指定管理者の指定(四件)	(下水道課)	七
○指定管理者の指定	(住宅課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁高校教育課)	八
○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改		

ページ

正する訓令

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

一一

## 告 示

○宮城県告示第千百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

栗原市若柳字上畑岡敷味十七番地の二

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第千百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民会館

二 指定した団体の名称及び所在地

1 名称

宮城県民会館管理運営共同企業体

2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県文化振興財団 仙台市青葉区国分町三丁目三番七号宮城県民会館内

株式会社東北共立 仙台市太白区八本松二丁目十番十一号

陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第千百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地二

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民間非営利活動プラザ

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

仙台市宮城野区榴岡三丁目十一番六号コーポラス島田B1六

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第千百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

みやぎ産業交流センター

二 指定した団体の名称等

1 名称

夢メッセみやぎ管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人みやぎ産業交流センター 仙台市宮城野区港三丁目一番七号

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

株式会社河北新報社 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社仙台放送 仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号

東北放送株式会社 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第千百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県岩出山牧場

二 指定した団体の名称及び所在地

公益社団法人みやぎ農業振興公社

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第千百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業千刈江地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	千刈町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新田	同	同	同	同	
一六	三	一二七十一	八八	六九	六八	六四	五八	五四	四三	三三	三〇	二八	一〇	七	二	二九三十一	二一一一	二〇八一	一九六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇二一	一、〇二一	三五七	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	五五	三九八	二三五	一、〇二一
七五	三九九	六九	一〇一	三三	三五三	一二六	九〇	四五	一三五	一一九	四五	一八三	三七四	三〇	一〇三	一	一五	六	一二〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一八〇	一六九	一五四	一四七	一四〇	一二二	一〇七	一〇四	一〇〇	九二	九一	八七	五四	五〇	四六	四〇	三七	三〇	二三	二一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇二一	六六八	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇〇六
三七七	一二	六〇	一三八	四五	六〇	一〇五	七五	三九六	三一〇	三〇	三〇	三〇	八六	四五	八三	一〇一	三〇	一〇五	四五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	古川新田	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
銃後稔	同	同	同	同	同	同	前田	並柳	同	同	同	同	同	同	同	同	屋敷	同
一九一―一	二三九	二三七―一	二三一	二三〇	二〇二	一九一―一	一七八―一	二五六	二四〇	二一五	二〇六	一一二―一	一〇二―一	七七	七〇	一八一		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇二	三二〇	五八四	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	八二九	四〇九	六八七	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一
六	五	九	七九	一五	三四	三六	三〇	二〇	一〇四	三〇	一二五	一五	一五	二六三	一五	一〇五		

○宮城県告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
-------	------	-----------------	-----------------	----

牡鹿郡女川町横浦字横浦七八番二地先から  
同郡同町大石原浜字大石原五七番六地先まで

	後	前	
	A	A	
	七・〇〇 八七・〇〇	七・〇〇 八七・〇〇	一、八二・八
	一、八二・八	一、八二・八	一、八二・八
	一・〇〇 六五・〇〇	一・〇〇 六五・〇〇	八〇〇・〇

○宮城県告示第千二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町志津川字塩入一六番一地先から同郡同町志津川字竹川原一番七地先まで	平成三十年十二月二十六日

○宮城県告示第千二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
見城前の1	柴田郡大河原町大谷字見城前、柴田郡大河原町大谷字上谷前（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城大河原土木事務所
急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	建築物の構造の規制に必要となる事項	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。〕

○宮城県告示第千二百二十四号

塩竈市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 北浜地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千二百二十五号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 塩竈市北浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第千二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十二月二十五日

一 施行者の名称

石巻市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画緑地事業

2 名称

八号 防災緑地二号

三 事業施行期間

「平成二十六年十二月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十六年十二月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

平成二十六年十二月二十六日宮城県告示第千五百十六号の事業地のうち石巻市渡波町三丁目、幸町、長浜町において事業地を変更する。

2 使用の部分

平成二十六年十二月二十六日宮城県告示第千五百十六号の事業地に石巻市渡波字浜曾根山を加える。

○宮城県告示第千二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

一 公の施設の名

仙塩流域下水道

二 指定した団体の名称等

1 名称

みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

株式会社ウォーターエージェンシー 東京都新宿区東五軒町三番二十五号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第千二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

阿武隈川下流流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

King AM株式会社

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第千二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道

二 指定した団体の名称等

1 名称

みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体

2 構成員の名称及び所在地

一般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

株式会社ウォーターエージェンシー 東京都新宿区東五軒町三番二十五号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第千三百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

北上川下流流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社アイ・ケー・エス

石巻市鑄銭場五番二十一号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第千三百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十五日

一 公の施設の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県住宅供給公社

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用タブレット端末貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

4 設置場所 県立学校（十三校）（該当校は仕様書による。）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。



2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三五）へ平成三十年十二月二十八日（金）午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

#### 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一一三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成三十年十二月二十八日(金)まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年一月十五日(火)から平成三十一年一月二十四日(木)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年一月二十四日(木)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十一年二月一日(金)午前九時から平成三十一年二月四日(月)午後五時  
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十一年二月四日(月)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 平成三十一年二月五日(火)午前十時 宮城県庁行政舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of tablets for educational use in Miyagi Prefectural Schools (one set)

2 Duration of Contract : April 1, 2019 to March 31, 2024

3 Place of Implementation : 13 Prefectural Schools

4 Deadline for Bid : February 4, 2019 (Mon), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Mikio Wagatsuma, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

議 会

○宮城県議会訓令第3号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

宮城県議会議長 佐藤 光 樹

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十六年宮城県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「様式第十一号の四」を「様式第十一号の五」に改める。

様式第十号中 「 項 目 」 を 「 経 費 」 に改める。

様式第十一号中 「 項目及び支出額 」 を 「 経費及び支出額 」 に改める。

様式第十一号の二中 「 項 目 」 を 「 経 費 」 に改める。

様式第十一号の三及び様式第十一号の四中「本項」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第十一号の5（第6条関係）

政務活動実績報告書（政務活動記録簿）【海外視察用】

会 派 名		経 費	
参加議員名			

活動年月日	年 月 日	～	年 月 日
視察地（国名）			

活動目的			
------	--	--	--

活動日	目的地		所要時間 又は 時間帯	相手方等	活動内容
	都市名	場所(会場等)			
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
備考					

※ 空港等までの往復など国内での交通費を支払証明書により計上する場合、下欄に記載。  
 移動手段 一般交通・自家用車 支払額 円 移動距離 km  
 (注) 支払額は、支払証明書に計上した金額。移動距離は、自家用自動車を利用した距離を記載すること。

様式第十二号中 「使途項目」を「経費」に、「按分率」を

「按分率又は上限」に改める。

様式第十三号中 「使途項目」を「経費」に改める。

様式第十五号中 「項目」を「経費」に、「使途項目」を「経費」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年一月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二介護老人保健施設リープズの項の次に次のように加える。

介護老人保健施設富谷の郷

同 市三ノ関坂ノ下一一六番三

附則

この告示は、平成三十年十二月二十五日から施行する。